運　営　規　程
（通所リハビリテーション）

介護老人保健施設 サンタハウス弘前
通所リハビリテーション

介護老人保健施設サンタハウス弘前
通所リハビリテーション運営規程

（趣旨）

第１条　この規程は、介護保険法及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「基準省令」という。）その他関係法令通知の定めるもののほか、社会福祉法人弘前豊徳会（以下「当法人」という。）が設置経営する介護老人保健施設サンタハウス弘前通所リハビリテーション事業所（以下「当施設」という。）の運営に関する重要事項を定めることを目的ととする。

（事業の目的）

第２条　当施設は、要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護老人保健施設サンタハウス弘前に通所して理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第３条　当施設の通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

２　当施設は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず拘束する場合は、利用者又はその家族に説明のうえ、医師の指示の下に行うとともにその状態、経過、心身の状況及び拘束の理由等を診療録に記録する。

３　利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。

４　当施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（事業所の名称及び所在地等）

第４条　当施設の名称及び所在地等は、次のとおりとする。

（１）名称　介護老人保健施設 サンタハウス弘前
通所リハビリテーション

（２）開設年月日　平成１３年４月１日

（３）所在地　青森県弘前市大字大川字中桜川１８番地１０

（４）電話番号　0172-99-1115　ＦＡＸ番号　0172-99-1116

（５）管理者職・氏名　管理者（医師）　齊藤　真喜子

（６）介護保険指定番号　介護老人保健施設　サンタハウス弘前
通所リハビリテーション（０２５０２８００８８）

（従業者の職種及び員数）

第５条　当施設における従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（１）施　設　長　１人（常勤で兼務）
事業の業務を統括管理する。

（２）管理者（医師）　１人（常勤で兼務）
利用者の病状等を把握し、利用者の診察・健康管理及び保健衛生指導に従事する。

（３）看 護 職 員　１人（常勤で専従）
利用者の日常生活の援助に従事する。

（４）介 護 職 員　５人（常勤で専従）
利用者の日常生活の援助に従事する。

（５）作 業 療 法 士　５人（常勤で兼務４人、非常勤で兼務１人）
利用者の機能回復の促進及び機能低下を予防する業務に従事する。

（６）管 理 栄 養 士　２人（常勤で兼務）
利用者の栄養指導や給食管理、栄養管理の業務に従事する。

（７）そ の 他 職 員　２人（常勤で専従１人、常勤で兼務１人）
あん摩マッサージ指圧師、事務職員。

（営業日、営業時間及び定員）

第６条　当施設の営業日は、月曜日から土曜日までとし、各曜日ごとに定める単位ごとの営業時間及び利用定員は、別表第１のとおりとする。

（通所リハビリテーションの内容）

第７条　当施設は、利用者に対し、次に掲げる介護保険サービスの提供を行う。

（１）当施設は、通常規模型通所リハビリテーション費を算定し、サービスの提供時間は日中の部で７時間以上８時間未満を標準とする。

（２）当施設は、通所リハビリテーション計画（以下「リハビリ計画」という。）において食事の利用を行うこととなっている利用者に対し、食事を提供する体制を確保する。食事の提供時間は、次のとおりとする。

・昼食　　１１：３０から

（３）当施設は、利用者の居宅と当施設の間の送迎を行う。

（４）当施設は、利用者に対し一般入浴介助及び特別入浴介助を行う。

（５）当施設は、個々の利用者に応じて作成したリハビリ計画に基づき、次に掲げる訓練を行う。

ア　運動療法

イ　物理療法

ウ　言語療法

エ　歩行訓練、基本的動作訓練

オ　治療用ゲーム、手工芸用具を使った趣味的訓練

カ　日常生活動作に関する訓練

キ　自助具適用・使用訓練

（６）当施設は、利用者の必要に応じて、医師または医師の指示を受けた理学療法士が居宅を訪問し、診察、運動機能訓練、作業能力訓練を行い、リハビリ計画の作成又は見直しを行う。

（通常の送迎の実施地域）

第８条　当施設が通常の送迎を行う地域は弘前市、板柳町、鶴田町、平川市（碇ヶ関地区を除く）、藤崎町、田舎館村とする。

（利用料その他の費用の額）

第９条　利用料の額は介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じて支払いを受けるものとする。

２　利用料の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族にサービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得て行うものとする。

３　通常昼食費　１食につき６００円　行事昼食費　１食につき８００円
施設外弁当代または外食費　実費

４　第８条における通常の送迎の実施地域を越えて行う通所リハビリテーションに要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅までについて、次の額を追加徴収する。
通常の送迎の実施地域以外の送迎料（片道）：１ｋｍ単位につき　５０円

５ 外出行事等における行事費については、次の額を別途徴収する。

・往復距離が３０ｋｍ未満　２００円（燃料費１００円、保険料１００円）

・往復距離が３０ｋｍ以上　３００円（燃料費２００円、保険料１００円）

（施設の利用に当たっての留意事項）

第10条　利用者は、療養生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

２　利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

（１）けんか、口論、泥棒等他人に迷惑をかけること。

（２）指定した場所以外で喫煙すること。

（３）営利行為、宗教の勧誘及び特定の政治活動を行うこと。

（４）その他この規程の定めに反すること。

（緊急時等における対応方法）

第11条　当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがある。

２　前項の他、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及びご家族が指定する者に対し、緊急連絡する。

（非常災害対策）

第12条　当施設は、消防法施行規則第３条に定める消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定し、その計画に基づき非常災害対策を行う。

２　消防計画の策定及びこれに基づく消防業務は、防火管理者が行う。

３　消防訓練及び避難・救出訓練は年２回実施する。

（虐待防止に関する事項）

第13条　当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。

（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。

（３）その他虐待防止のために必要な措置。

２　当施設は、サービス提供中に、当施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（職員の服務規程）

第14条　職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

（１）利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもってサービスを提供する。

（２）常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

（３）お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛ける。

（職員の勤務条件）

第15条　職員の就業に関する事項は、別に定める当法人の就業規則による。

（職員の健康管理）

第16条　職員は、この施設が行う年１回の健康診断を受診すること。

（その他施設の運営に関する重要事項）

第17条　当施設は、原則として月ごとに、職員の日々の勤務時間、職務の内容等を明確にした勤務表を作成し、これを掲示する。

２　当施設は、従業者の資質向上のため、最低年２回の研修の機会を設ける。

３　当施設の従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるため、当施設はあらかじめその事項を従業者との雇用契約に盛り込むものとする。

４　当施設が提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談及び苦情受付の窓口として施設長代理及び介護係長を充てる。

５　当施設のサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償するものとする。このため、当施設はあらかじめ損害賠償保険に加入しておくものとする。

６　当施設は、利用者の通所リハビリテーションの提供に関し、リハビリ計画書、診療録、看護・介護録、機能訓練録、その他必要な記録を整備する。

利用者からこれらの記録の閲覧を求められた場合、当施設は原則としてこれに応じる。ただし、家族からの請求については、本人の同意が得られない場合は、これに応じないことができる。

（衛生管理）

第18条　利用者の使用する施設設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

２　伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないよう、水廻り設備等の衛生的管理を行う。

３　食中毒等の厨房設備に関する衛生的管理を行う。

４　調理師等厨房勤務者についての検便を、毎月１回行う。

５　定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（その他）

第19条　この規程に定めるもののほか当施設の運営に関する事項は、居宅サービス事業基準省令第１１９条において準用する同第８条に定める重要事項説明書に定めるほか、当法人と協議して定める。

附則

この規程は、平成１３年４月１日から施行する。
この規程は、平成１５年４月１日から施行する。
この規程は、平成１６年４月１日から施行する。
この規程は、平成１６年５月１日から施行する。
この規程は、平成１７年４月１日から施行する。
この規程は、平成１７年５月１日から施行する。
この規程は、平成１７年１０月１日から施行する。
この規程は、平成１８年２月１日から施行する。
この規程は、平成１８年４月１日から施行する。
この規程は、平成１９年４月１日から施行する。
この規程は、平成１９年８月１日から施行する。
この規程は、平成２０年４月１日から施行する。
この規程は、平成２０年６月１日から施行する。
この規程は、平成２１年４月１日から施行する。
この規程は、平成２２年４月１日から施行する。
この規程は、平成２３年４月１日から施行する。
この規程は、平成２４年２月１日から施行する。
この規程は、平成２４年４月１日から施行する。
この規程は、平成２４年８月１日から施行する。
この規程は、平成２５年４月１日から施行する。
この規程は、平成２６年４月１日から施行する。
この規程は、平成２７年４月１日から施行する。
この規程は、平成２８年４月１日から施行する。
この規程は、平成２９年４月１日から施行する。
この規程は、平成３０年４月１日から施行する。
この規程は、平成３１年４月１日から施行する。
この規程は、令和元年１０月１日から施行する。
この規程は、令和２年４月１日から施行する。
この規程は、令和３年４月１日から施行する。
この規程は、令和４年４月１日から施行する。
この規程は、令和４年６月１日から施行する。
この規程は、令和４年１０月１日から施行する。
この規程は、令和５年４月１日から施行する。
この規程は、令和６年４月１日から施行する。
この規程は、令和６年６月１日から施行する。
この規程は、令和６年５月２３日から施行する。
この規程は、令和６年７月１日から施行する。
この規程は、令和６年９月１日から施行する。
この規程は、令和６年１０月１日から施行する。
この規程は、令和７年６月１日から施行する。

別表第１

営　業　日	単　位	営　業　時　間	利用定員
月曜日から土曜日	日中の部	午前９時から午後４時	４０人
	延長ｻｰﾋﾞｽ	午後４時から午後６時	１０人
定休日	元日		

別表第２

区　分		金　額		
通常規模型通所リハビリテーション費 ※記載の料金は１割負担の方の料金です。 利用者の負担割合に応じて料金は変動します。	１時間以上２時間未満	要介護１	日額	３６９円
		要介護２	日額	３９８円
		要介護３	日額	４２９円
		要介護４	日額	４５８円
		要介護５	日額	４９１円
	２時間以上３時間未満	要介護１	日額	３８３円
		要介護２	日額	４３９円
		要介護３	日額	４９８円
		要介護４	日額	５５５円
		要介護５	日額	６１２円
	３時間以上４時間未満	要介護１	日額	４８６円
		要介護２	日額	５６５円
		要介護３	日額	６４３円
		要介護４	日額	７４３円
		要介護５	日額	８４２円
	４時間以上５時間未満	要介護１	日額	５５３円
		要介護２	日額	６４２円
		要介護３	日額	７３０円
		要介護４	日額	８４４円
		要介護５	日額	９５７円
	５時間以上６時間未満	要介護１	日額	６２２円
		要介護２	日額	７３８円
		要介護３	日額	８５２円
		要介護４	日額	９８７円
		要介護５	日額	１，１２０円
	６時間以上７時間未満	要介護１	日額	７１５円
		要介護２	日額	８５０円
		要介護３	日額	９８１円
		要介護４	日額	１，１３７円
		要介護５	日額	１，２９０円
	７時間以上８時間未満	要介護１	日額	７６２円
		要介護２	日額	９０３円
		要介護３	日額	１，０４６円
		要介護４	日額	１，２１５円
		要介護５	日額	１，３７９円
	当事業所と同一建物に居住する者が、サービスを利用した場合、１日につき、９４円を所定単位数から減算する。			
	加　算	「７時間以上８時間未満」の通所リハに前後して日常生活上の世話を行った算定対象時間が８時間以上となった場合		
		８時間以上９時間未満	日額	５０円
		９時間以上１０時間未満	日額	１００円
		通常の事業の実施地域を越えた地域の利用者に対しては、所定単位数の５％を加算する。		
		入浴介助加算（Ⅰ）	１日につき	４０円
		入浴介助加算（Ⅱ）	１日につき	６０円
		若年性認知症利用者受入加算	１日につき	６０円
		サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	１日につき	２２円
		サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	１日につき	１８円
		サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	１日につき	６円
		リハビリテーション提供体制加算		
		３時間以上４時間未満	１日につき	１２円
		４時間以上５時間未満	１日につき	１６円
		５時間以上６時間未満	１日につき	２０円
		６時間以上７時間未満	１日につき	２４円
		７時間以上	１日につき	２８円
		リハビリテーションマネジメント加算（イ）		
		６月以内の期間	１月につき	５６０円
		６月超の期間	１月につき	２４０円
		リハビリテーションマネジメント加算（ロ）		
		６月以内の期間	１月につき	５９３円
		６月超の期間	１月につき	２７３円
		リハビリテーションマネジメント加算（ハ）		
		６月以内の期間	１月につき	７９３円
		６月超の期間	１月につき	４７３円
		上記（イ）（ロ）（ハ）について、事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合	１月につき	２７０円
		退院時共同指導加算（退院につき1回まで）	１回につき	６００円

別表第２

区　　分		金　　額
	加　　算	生活行為向上リハビリテーション実施加算　１月につき　５４３円 短期集中個別リハビリテーション実施加算　１月につき　１１０円 退院・退所後又は認定日から３月以内 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）　１日につき　２４０円 退院・退所又は通初開始日から3月以内・週２日限度 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）　１月につき　１，９２０円 退院・退所又は通初開始日から3月以内 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6カ月に１回を限度）　１回につき　２０円 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6カ月に１回を限度）　１回につき　５円 口腔機能向上加算（Ⅰ）（月２回まで原則3ヶ月）　１回につき　１５０円 口腔機能向上加算（Ⅱ）（月２回まで原則3ヶ月）　１回につき　１６０円 栄養アセスメント加算　１月につき　５０円 栄養改善加算(1月2回、3月に限る)　１回につき　２００円 科学的介護推進体制加算　１月につき　４０円 重度療養管理加算　１日につき　１００円 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）　介護報酬総単位数×サービス別加算率(8.6%)　〈１単位未満の端数四捨五入〉
通常の送迎の実施地域以外の送迎料（片道）		１ｋｍにつき　５０円
食　費（食費の実費）		通常昼食費　６００円 行事昼食費　８００円 施設外弁当代または外食費　実　費
教養娯楽費		（１）クラブ活動の材料費　実　費 （２）行事の材料費　実　費
外出行事費		往復距離が３０ｋｍ未満　２００円 （燃料費１００円、保険料１００円） 往復距離が３０ｋｍ以上　３００円 （燃料費２００円、保険料１００円）
預り金の出納管理費用		月　額　３００円
口座振替手数料		月　額　１１０円

別表第３　協力医療機関・協力歯科医療機関

協力医療機関①	医療機関の名称	サンタハウスクリニック
	医院長名	福　井　康　三
	所在地	青森県弘前市大字大川字中桜川１９番地１
	電話番号	０１７２－９９－１７９９
	診療科目	内科・外科・形成外科・泌尿器科
協力医療機関②	医療機関の名称	弘愛会病院
	医院長名	橘　　正　人
	所在地	青森県弘前市大字宮川三丁目１番地４
	電話番号	０１７２－３３－２８７１
	診療科目	内科・外科・老年内科・皮膚科・リハビリテーション科 消化器外科・呼吸器外科・乳腺外科・甲状腺外科・肛門外科 整形外科・形成外科・麻酔科
協力医療機関③	医療機関の名称	ときわ会病院
	医院長名	永　山　淳　造
	所在地	青森県南津軽郡藤崎町大字榊字亀田２番地１
	電話番号	０１７２－６５－３７７１
	診療科目	内科・消化器,肝臓内科・糖尿病内科・脳神経内科・漢方内科 緩和ケア科・外科・消化器外科・整形外科・リウマチ科 リハビリテーション科・麻酔科
協力医療機関④	医療機関の名称	国民健康保険　板柳中央病院
	医院長名	照　井　　健
	所在地	青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井７４番地２
	電話番号	０１７２－７３－３２３１
	診療科目	内科・外科・整形外科・耳鼻科・眼科
協力医療機関⑤	医療機関の名称	弘前小野病院
	医院長名	小　野　浩　嗣
	所在地	青森県弘前市大字和泉２丁目１９番地１
	電話番号	０１７２－２７－１４３１
	診療科目	内科・呼吸器科・消化器科・胃腸科・循環器科・外科・整形外科 神経科・肛門科・放射線科・リハビリテーション科
協力医療機関⑥	医療機関の名称	弘前中央病院
	医院長名	賀　佐　冨二彦
	所在地	青森県弘前市大字吉野町３番地１
	電話番号	０１７２－３６－７１１１
	診療科目	外科・内科・整形外科・脳神経外科・皮膚科・整形外科・放射線科 リハビリテーション科
協力医療機関⑦	医療機関の名称	代官町クリニック　吉田歯科
	医院長名	吉　田　敏　弘
	所在地	青森県弘前市大字代官町１０８番地
	電話番号	０１７２－３８－４１４２
	診療科目	歯科
協力医療機関⑧	医療機関の名称	津軽保健生活協同組合　藤代健生病院
	医院長名	関　谷　　修
	所在地	青森県弘前市大字藤代２丁目１２番地１
	電話番号	０１７２－３６－２８２３
	診療科目	精神神経科・内科・リハビリテーション科・放射線科 （専門外来：アルコール、物忘れ）